

樂浪文化と日本の黎明：日本上代史の再検討

重松，俊章

<https://doi.org/10.15017/2339054>

出版情報：史淵. 40, pp.17-49, 1949-03-20. 九州大学法文学部
バージョン：
権利関係：

樂浪文化と日本の黎明

——日本上代史の再檢討——

重 松 俊 章

(一) 序 説

凡そ民族の發展進歩には内外兩方面の原因が考へられる。内部的原因とは其の民族が天性優秀な資質を有つとか又その住地が氣序溫和にして天然の資源に富むとかいふ主として民族の素質や環境の好望の如き國內的事情に關するものを指し、外部的原因とは其の民族が周圍の諸民族との接觸交渉に因て受けるところの感化・影響から來る國外的要素を意味するのである。その中、内部的原因の方面は姑く措き、文化の低い素樸的な民族の場合では周圍民族の感化影響に依存することが頗る多いといふ國外的原因が民族文化の進歩發展に重大なモメントをなしてをる。殊にその隣接民族が高度の文化を有つてゐて、双方の文化の水準が甚だしく懸隔してをる場合には丁度それに正比例して低度の民族の受くる刺激や感化影響の度合が大きいのを一則とするのである。

今その一、二の實例を挙げると、東亞古代史上に於けるスキタイ族 (Skithae) の一派である内外蒙古か

ら中亞各地に據る匈奴族 (Hunnen) が中國秦漢時代に、南方漢民族の高度の文化に接觸するや彼等は物質・精神兩方面に絶大な刺戟を受けて、内部的には民族意識の昂揚と全種族の統一とを達成して次第に周圍の諸民族を征服して遂に蒙滿各地から中亞諸國に跨がる強大な一大勢力にまで發展して、當時東亞全域に亘つて政治・經濟・文化的の覇權を確立せる、漢民族の樹立した世界的大帝國 (Pax Sinica) の一大脅威となつたのである、而してこれとほぼ同様の實例は西洋古代史上でも羅馬帝國とゴール (Gauls) やゲルマン (Germans) 等の諸民族との間に見出される。羅馬人は既に共和政の時代から西方のガリア地方を經略して進で英佛海峽を超えてブリテン (Britain) までを征服したが、北方は更にドナウ河 (Donau) を渡つてゲルマン民族の征伐に着手した。その結果はこれらの諸蠻族は高度な羅馬文明の洗滌に浴して民族精神の昂揚を促がし、次第に内部の結束や統一を企て、終には帝政時代の羅馬帝國の一大敵國となつたのである。これらはいづれも漢族文化や羅馬文明に接觸せる未開種族がこれら文明國の物資や財貨の供給を受けるに従て次第にその嗜好や慾望の向上を促がし、生活の進歩發展を齎らして、遂に彼等をして強力なる民族國家の成立にまで、文化の水準を嵩めしむるやうになつたが爲めである。

かゝる歴史の一般的發展性から考へると朝鮮半島から日本列島に跨がる古代の諸民族が中華大陸に勃興した漢民族の大帝國と直接々觸交渉を開き始めてからその強大な政治・經濟的勢力や文化的影響力に支配されない筈のないことは敢て識者を待つまでもなく何人も之を認めざるを得ないであらう。今姑らく朝鮮半島を外にして我が國だけについて見るも、唐代文化の影響は我が國上古の氏族制度社會の崩壞を促がして遂に大

化の革新にまで發展せしめ、宋代文化の波及は鎌倉時代の國民的宗教の改革運動にまで導いた。元代の蒙古襲來の結果は大和民族の結束や愛國心の昂揚を促がして遂に海外發展の雄圖を次代の國民に植ゑつけ、明代文化の傳來は室町時代の五山文學や東山時代の工藝技術の發達を促進することゝなつた。凡そこれら大陸に於ける歷代文化の影響は必ず何らかの形で我が國に波響と感化とを與へてをる。従て獨、漢代文化が上古に於ける朝鮮半島や日本列島の諸種族に何らの感化影響を與へないといふことは歴史發展の必然性から考へて殆どあり得べからざることである。以下の小篇は此の點に對して一個の管見を披瀝して大方の教を乞はんとするに他ならぬ。

(一) 漢民族の半島進出の概觀

余は嘗て九大十周年記念號の史淵誌上で中國古代史を概觀して大要下の如くに總括したことがある。

中國古代史

(前二〇〇〇年
後二二〇〇年)

- (一) 夏・商・西周時代 (諸夏統一・漢民族結成時代)
- (二) 春秋・戰國時代 (河江民族融合同化・民族國家成立時代)
- (三) 秦・漢時代 (周圍民族併合・世界帝國成立時代)

斯の如き中國古代史上の三大時期の中で漢民族の東方特に朝鮮半島方面への發展は主として第二期の末から第三期の全體に亘り、大略西紀前三世紀半から西紀三世紀半の頃まで凡そ五百年間に前後五回ほどの大民團の潮流が東方に流れ出たやうである。

(一) 箕氏朝鮮 戰國時代(前四〇三—前二三一)の内亂による戰禍と苛賦や苦役に因る流亡の徒が當時山東や河内から渤海や遼東を経て北鮮に流入し平壤(王險)を中心として平安南北道の清川・大同兩江の平野に移住した。之が漢民族の半島移民の草分けとも云ふべきものである。

(二) 衛氏朝鮮 秦末・漢初(前三世紀末—前二世紀初)の内地の戰禍と苦役とを避けて燕人衛滿等を中心とする北支移民の大集團が大舉遼東から北鮮方面に進入して遂に箕氏朝鮮に代つたものが之れである。當時箕氏朝鮮の遺民は此の新勢力に壓迫されて南方韓族の住地に移住した。

(三) 漢郡創開期(前一世紀末—前二世紀初) 前漢武帝が衛氏朝鮮を討滅(前一一〇)してその地に樂浪郡を設置した當時に第三回の漢族移民群が遼東からかけて北鮮方面に大舉殺到し、其の爲め衛氏朝鮮の遺民は次第に南方に逐せられ、その結果箕氏の古朝鮮遺民は順を追ふて更に南鮮に壓迫せらるゝことゝなつた。

(四) 王莽時代(西紀一世) 前漢末期の王莽亂の兵禍や苛役を逃がれて大舉遼東や北鮮方面に移住した漢族の集團も少くなかつたが、之等が武帝時代の樂浪遺民を南方に驅逐して北鮮の故地を占領した。その結果は箕・衛兩氏の古朝鮮遺民は武帝時に北鮮に移住した樂浪遺民に押されて次々に順を追ふて南鮮各地に進出分布した。因に此頃まで南鮮沿岸の三韓族は石器時代の蒙昧状態をつゞけてゐたが、此の頃から、北方から殺到する漢族移民集團の感化・影響を受けて次第に銅・鐵器の製作使用を知り始め、漸く三韓地方にも大陸文化の黎明が訪づれ初めたのである。

(五) 三國時代(西紀三世紀) 後漢帝國が亡んで魏・吳・蜀の三國が鼎立して相争ふことになると、其の戰亂の

慘毒と苦役とを避けて遼東や北鮮方面に安任の地を求めて殺到せる漢民族の大群は實に夥だしい數に達した。此の新勢力に押されて前四回の漢族の朝鮮遺民等は次第に中・南鮮から、日本海岸に面する東南部朝鮮にまで移住播殖することとなり、三韓族(馬・辨辰族)や、濊貊族(高句麗族の一派)の郷土に民族の混淆・移動の一大異變を捲き起した。

以上は漢族の朝鮮半島移住の五大時期についての概観であるが、漢武帝が古朝鮮國の衛氏を討滅して半島の北半から遼東にかけて漢四郡を設置してから、古朝鮮國の中心たる平壤附近の朝鮮縣に置かれた樂浪郡はその歴史的背景や地理的條件の好適から獨り他の三郡を抜いて異常の繁榮を誇り、遂に兩漢・三國時代を通じて大陸文化の淵藪地として搖籠期の半島諸國や上代日本の開發進化に偉大な役割を演じたものである。

(三) 半島漢郡の沿革

漢武帝が衛氏の古朝鮮國を滅ぼした際漢廷ではその中心地に樂浪郡を置き、江原道と咸鏡南道の南部に據れる濊貊族の住地に臨屯郡を、又咸鏡北道と咸南の北部に住める東沃沮族の地に玄菟郡を設置した。此の外忠清道と全羅北道とに眞番郡(之には南北兩種の異説あり、姑く南方説に従ふ)を置いた。これが名高い半島の漢四郡である。こゝで漢四郡の變遷沿革を詳述する暇はないが武帝の元封三年(前一〇八年)に設置された漢四郡は間もなく漢と半島との風土國情の相違や植民地の郡縣に任命された守・令・官屬などの土人統治に對する無理解から四郡中に叛亂動搖がたへないので武帝の子昭帝の始元五年(前八五年)に四郡の改廢分合が行はれ、先づ眞番・臨屯の二郡を

廢してその所屬の一部を樂浪に合併し、その他の大部分の屬縣を放棄して土人の自治に委ねた。又玄菟郡を滿洲東南部鴨綠江の中流右岸地方に移して郡治を興京に置き、その半島内に於ける屬縣の一部を樂浪に併せ、その他の大部を土酋の管轄に任かせた。この時玄菟・臨屯二郡の屬縣中、樂浪郡に併合されたものは半島の脊髄山脈をなせる單々嶺以東の日本海に臨める謂ゆる嶺東の七縣で、此處には東部都尉を置き、又舊眞番郡下の六縣には南部都尉を任命して共に樂浪太守の下に隸屬せる都督政治を施行することになつた。かゝれば昭帝以後の半島の漢郡は事實上、樂浪一郡に限られその屬縣は東部・南部兩都尉の治下をも合して其の數實に二十五縣の多きに達した。

その後時代が降つて後漢の開祖光武帝の建武六年（西紀三〇年）に至ると前漢末の王莽時代の内亂の結果、半島の漢郡にも動搖不安の徵候があつたので光武帝は遂に嶺東の東部都尉を罷めてその所屬の七縣を土人の自治に委ね、その酋長を縣侯に封じて歲時の朝貢に依て漢廷に恭順を誓はしめたが、南部都尉治下の六縣も史上には明證はないが大體此の頃東部都尉の治下の七縣と同様に廢止されてしまつたらしい。

降て後漢末期の戰亂時代になると遼東太守の公孫度がその地に據て獨立を宣言し遼東から北鮮各地を併合したが、その子公孫康（西紀二〇〇年）に至り樂浪郡南境の屯有縣以南の荒地を開拓して今の京畿道一帶に帶方郡を置いた。その郡治は不明であるが恐らく最初は漢江流域の京城あたりであつたらうが後には今の黃海道沙里院驛附近に移された。之より以後半島南部の韓・濊・倭人等の羈屬は樂浪郡の手を離れて帶方郡の管轄に移つた。

三國時代に入りて、公孫氏は魏將司馬懿に滅されたが魏は間もなく三國の統一勢力たる司馬晋に併吞せられ、次いで長安(陝西西安)に都せる司馬氏の西晋も四世紀初期(三一)に至て北支に峰起せる五胡族の一たる匈奴に滅されて、半島の漢郡は完全に漢族王朝の手を離れて孤立無援の狀態に置かれた。然るに後漢の初期から南滿の一角たる渾河上流域の地方から崛起した扶餘族の一派である高句麗が次第に發展して鴨綠江中流右岸の輯安附近の國內・丸都の諸城を中心として玄菟郡を滅して、その領地の大部を併せ更に北鮮の樂浪郡を侵食して遂に之を陥れたが(西紀四世紀初期)當時鮮卑族の一である前燕(熱河省の朝陽)の慕容氏の爲めに、國都丸都城が屠られるに及んで高句麗族の故國原王は終に都を平壤に移し故の樂浪郡を中心として北鮮から鴨綠江沿岸に覇を稱へることになつた。時に東晋成帝の咸康八年(西紀三三二年)のことで我が國では大體景行・成務兩天皇の治世に相當する。此の頃帶方郡も亦新に南鮮の馬韓から崛起した百濟國と北方から次第に蠶食の手を伸ばした高句麗國とに分割併吞されてしまつたが、之れから以後、半島では漢族植民地は全くその踪跡を斷ち之れに代つて南方の百濟・新羅の新興勢力と北方の高句麗國の強大な勢力とが三國鼎立の形勢を現出して、爾來三有餘年の永きに亘つて互に抗爭を續けることゝなつた。

(四) 樂浪文化の全貌

高句麗の故國原王が西紀四世紀半に都を平壤に遷すまで漢族の半島に於ける政治的勢力は樂浪を中心として、戰國時代の箕氏朝鮮以來大約六百有餘年間も續いたが、殊に漢武帝が西紀前二世紀末に衛氏朝鮮を討

滅して此の地に樂浪郡治を置いて太守を任命し、中國内地と同様に郡縣制の統治をつゞけてから、中國の内地から流謫の罪人や自由移民の大群などが絶へず殺到するやうになつた。就中、中華大陸に政治上の混亂や經濟上の大恐慌（例へば天災・飢饉等々）の起るたびに智識社會に屬する士大夫や富豪豪族の徒が一族部民を擧げて大舉避難移植するものが陸續として絶へずその爲めこれらの漢族移民が高麗な母國の文化（そ印度や中亞や波斯や西アジアの各地から中國に流傳されてそれらが漢民族に依て完全に吸收同化せられた、西方羅馬帝國のそれと比肩すべき漢帝國の世界的文化）を中華内地から輸入して半島の一角に平和な『小中國』『小漢土』を現出したものであつた。

尤も中國の智識人等が樂浪地方に移住避難した例は既に武帝時代の漢郡設置以前からのことである。そ一例と見るべきは後漢書王景傳に見へた王景の祖先で山東不其（今の即墨縣）の名族王仲の移住がある。彼は道術（仙道）を好み天文占星の道に長じてゐたが爲めに前漢景帝（西紀前二世紀半）の時に王侯貴族との往來交遊があり、その爲め吳楚七國の亂に濟北王興のために利用されんとしたので其の禍を避けて海に浮び樂浪郡の邯鄲（邯鄲縣）に世を遁がれ、此の地で悠々自適の生涯を送つた。然るに星徙り物代つて王莽末期の大亂時に樂浪郡の土人王調が叛亂を起して太守劉憲等を殺した際、王仲の子孫王閔父子は郡吏楊邑等と力を協せて此の内亂を鎮定したのである。王閔は亂後間もなく病死したがその子王景は光武帝の招聘に應じて洛陽に來り宰相府の屬官として次の明帝にも歴事し、河南の汴河（汴）の治水などに大功を立てたものである。

以上は漢武帝以前に於ける漢族の樂浪移住の一挿話であるが斯う云ふ風に漢族の智識人等は戰國以來中華

本國に事ある毎に絶へず半島北部の各地に移住して遂に樂浪文化の基礎を築いたものである。

されば此の半島の樂浪郡は獨り海東に於ける漢帝國の政治・經濟上の中心たるのみでなく又實にその文化の貯水・淵藪の地ともなり又その交換局の役目をも果して、北は遼東の高句麗族や南は韓・濊の諸族は勿論、更に南方海島中の、倭人の名に由て當時の中國人に知られた上代日本民族の文化開發上にも絶大な影響を與へたものである。

乃、戰國末の箕氏の古朝鮮以來、中華本國に政治上の一大變革や社會上の大混亂が起る毎に決河奔流の勢を以て半島に殺到せる漢族移民の大集團は自から新陳代謝の法則に従つて半島の北部に流入する新來移民の勢力に押されたり、或は植民地の通弊たる素質の劣惡な貪官汚吏の誅求を脱がれて次第に南鮮の韓族部落に逃避したものである。その結果として南の韓・濊・倭人の間には次第に漢文化が普及滲透して茲に三韓人の間に民族精神を激成して遂に百濟(馬韓の一部分) 新羅(辰韓の一部分) 伽羅(辨韓の一部分) 等の政治的新興勢力が発生したり、又日本列島にありても九州より本土各地にその文化が波及影響の結果として九州に於ては卑彌呼女王の邪馬臺國の政治的統一勢力が起り、近畿地方に在りては神武天皇を中心とする大和民族の發祥や建國の端緒が開かれるやうになつたのである。我が國上古の天日槍を始め、秦氏あまの祖先の弓月王ゆづきのみかど(融通王)や漢氏あやの祖先の阿知使王あちのみかどなどの如き秦漢諸氏族の大舉渡來の事實を國史が傳へてをるのは疑もなく初期の樂浪遺民の中馬辨辰の三韓各地に移住せるものゝ子孫が、更に時代の進展と共に南鮮各地の不安な生活環境を避けて遙々海を渡つて生活の安住地を我が國に求め來つたものでなくてはならぬ。而してかゝる形勢は漢代文化の東漸普及に伴

ふて日韓の情勢が必然的に一大變化を來せる結果に由來する歴史發展の必然の歸結に外ならぬのである。

さて斯様な重要な意義を有する樂浪文化の中心地たる漢代の朝鮮縣の遺跡はどうか。明治末期から大正の初期にかけて朝鮮總督府後援の下に關野貞・今西龍兩博士を始め數多の歴史・考古・建築等の専門家の實地調査の結果に依て、樂浪郡治の朝鮮縣の遺址が平壤の對岸下流約一里程の大同江の南岸に臨める平安南道大同江面土城里の小高い丘陵地で、東西約六町半、南北約五町半の土城の址が正にそれに當ることが判明した。これは此の地から出土せる多數の遺物に由てそのことが確證されたのである。

今それらの遺物の主なるものを見るに、

Ⅰ 樂浪禮官 大晋元康(西晋惠帝の年號 西紀二九一—二九九年)の銘ある樂浪禮官とある古瓦の發土したこと。因に禮官とは

周代の春官で後世では太常とか禮部に當るものである。

Ⅱ 興平(後漢獻帝の年號 西紀一九四—一九五年)の年號のある博まや樂浪太守印、詔だん郎長印(樂浪郡詔郎 縣長官印)などある封泥が發土したこと。

Ⅲ 古墳群と發土品 此の土城を中心として東南南の三方には樂浪時代の形式を有する方臺式の古墳が千数百數十基も點在して、その中から數多の漢式銅鏡や陶器・漆器(特に當時には珍らしい紅漆の彩器)・武器・馬具・金・銀・玉器・博山炉・錢貨などの出土したこと。因に漢人の王侯貴族の古墳は大抵方臺式のものが多く、咸陽の周文王・武王・康王などの古陵や長安の漢惠帝・景帝・宣帝などの墳陵も皆な此の形式である。次に漢鏡中の二、三を舉げると、

(1) 六乳畫像鏡(銘曰ハ)

(尙方(作鏡)

□□乍竟眞大巧上有山人不知老汎食玉泉長□□

(仙)

(渴飲)

(延年?)

(2) 內行花紋十二星鏡(銘曰)

(鍊)

凍冶鉛華清而明以之爲鏡宜文章延年益壽辟不羊與天母極如日光長樂未央

(避)

(辟)

(3) 內行花紋長宜子孫鏡(銘曰)

位至三公

(以上平壤博物館)

古來漢人の宗廟の祭器、即ち謂ゆる彝器と稱する鐘鼎の類には家門の繁榮・子孫の榮達存續などを表示する刻銘が多く、殷周銅器には宜子孫鼎とか長宜子孫などの銘のあるものが多いが秦漢時代になると延年益壽辟不祥とか長樂未央などの不老長生や現世執着の文句が多く出て來るので見ると樂浪文化の思想的傾向は飽まで漢族社會の家族主義や現世享樂主義の跟跡が壓倒的でこれ以後に流行せる佛教思想などはその片影でも加味されてはゐない。

Ⅲ 其の他の古器物 これらの遺品や古器物は獨り古墳に限らず樂浪郡治の土城址からも發土してをる。土城發土の主なるものには銅印・銅鏃・陶器・珠玉類・黄金の金鉤、各種の錢貨の他に、牛兩錢の錢範などもある。又錢貨の中には半兩錢、五銖錢・大泉五十、小錢直一など種々のものがあり、その中には武帝から王莽時代の發行にかゝるものも多い。此の他土城址からは漢瓦漢磚の銘刻あるものも少くないが、其上特に駭目に値するものは土城址の東方に近い船橋里から發土の漢孝文廟の銅鐘である。その銘文には孝

文廟銅鐘容七升、重サ四十七斤永光三年六月造とあるが、永光三年は前漢元帝(前四八一)の年號で、西紀前四一年に相當する。漢朝では歴代太祖(高祖)太宗(文帝)世宗(武帝)などの三帝廟を天下郡國に命じてその治所に建てしめるのが慣例であつたが、此の郡國廟が珍らしくも半島の樂浪郡治に遺つてゐたことは眞に千萬一の奇例で、之れは前漢元帝永光三年に樂浪の郡國廟に附屬せる銅鐘(銅製の計量器)が製作されたことを表はすもので、之れこそ此の土城址が漢代の郡國廟の置かれてゐた樂浪郡治の朝鮮縣であつた事實を裏書せるものである。

(五) 樂浪文化の普及と漢、韓族の同化

漢族の文化は既に箕氏や衛氏の古朝鮮時代から漸次に南鮮の韓族住地に流入滲透してゐたものであるが漢武帝が半島に漢郡を設置して以來それらの漢族の植民地は背後に強大な漢帝國の政治・經濟・文化的の勢力を有つことになつたので、半島土人の間にこれが恐るべき勢で普及することになつた。後漢書や魏志に見へた半島の濊貊族の部帥の間に三老とか邑君だとかいふ漢制の官名を冒すものが續出したといふことによつても其の一端が判明する。殊に半島南部の沃野に據つた馬辨辰の三韓族の地方は政治・經濟的に見て北方の漢郡と密接な關係があつたので自然北方から殺到する移住者も少くなかつた。前漢の初、衛氏のために國を奪はれた古朝鮮王の箕準がその一族百餘人を率ゐて海に浮んで南方馬韓の地に遁がれて其の地に君臨して韓王と稱したが後その血統が絶へたにも係らず、尙馬韓の民は後永く支那三國時代までも其の祭祀を絶やさな

つたと魏志東夷傳に見へてをるのもその一端を示すものである。此の箕氏の古朝鮮は漢民族の半島移任のトツプを切つたものであるが、此等移民集團の後裔子孫が、秦末漢初の衛氏移民團の爲め北鮮樂浪地方から驅逐されるや自然に生活の樂土を南方韓地に求めるの結果となるのは極めて自然の命數でなくてはならぬ。されば魏志東夷傳（辰韓の條）にも、

辰韓は馬韓の東に在り、その耆老は傳世自から言ふ。古の亡人が秦の役を避けて、來つて韓國に適く。馬韓は其の東界の地を割いて之に與ふ。城柵あり、其の言語は馬韓と同じからず、國を邦と爲し、弓となし、賊を寇となす行酒を行觴となし、相呼びて徒と爲す。秦人に似たるものあり、但、燕齊の名物に非ざるなり。樂浪人を名けて『阿殘東人』と爲す、我を名けて阿と爲す、樂浪人は本其の殘餘の人と謂ふなり。今之を名けて秦韓と爲すものあり、始め六國あり、稍々分かれて十二國となる。

とあるが之れは辰韓の起源を古代の漢族移民に擬したもので、支那戰國時代に北土の漢族移民が漢初の衛氏移民に押されて南方韓地に移住した事實を彷彿せしむるものではないだらうか。勿論これは辰韓人の祖先である秦漢時代の中國人の亡命者が一足飛びに本國の苦役を避けて南韓地方に移住したことを語るものではなく、彼等秦地（中國北土）の亡命者等がその始めは一旦樂浪地方に定住し、其處から更に新來の漢族の潮流に押されて南鮮に移住したものであることは樂浪の同胞を阿殘東人即ち樂浪に残した同胞といふ語に依ても推知される。然し地理上から云へば辰韓は樂浪の東南に當るから之れを阿殘東人とするのは事の實際に反するが三國史記の如き韓史の上では往々にして半島南部の歴史中で樂浪郡を東方に位させてある例が發見せらるゝか

ら、必ずしも此の際無理な文句とも云へまい。又上記魏志の辰韓の條に見へたる秦人が燕(河北) 齊(山東) 名物と異なる言語を談ずる由を述べて暗に之等の南鮮移民を始皇帝の建設した秦國の民衆の如く取扱つてゐやうであるが、漢代は勿論、魏晉南北朝時代でも一般漢人を目して秦人と書した實例は史記漢書の匈奴傳を始め、後漢桓帝永壽四年(延熹元年西紀一五八年)に新疆龜茲國の左將軍劉平國の開いた古關記念の磨崖碑や後漢書段熲傳などを見れば一見明瞭であるから此際の秦人も必ずしも始皇帝の秦國人と考ふる必要は毛頭なく當時に於ては廣く漢人種の汎稱と見て差支はない。但魏の時代にその言語が山東(齊) 河北(燕)のそれと異つてをるとある點から考へると少くとも此の秦韓移民は頗る早期に於ける中國移民たることは想像に難くない。

従來吾が國の朝鮮史家は一般に此の辰韓六部の起源が秦の亡命者から起つたとの傳説を否定して辰(chin) 秦(chin)二字の音韻(はつちやく)の類似から附會した僻説に過ぎないと見てをるのであるが、それは飽まで歴史發展必然的事實を無視した輕卒な議論である。今此の名字の如何は枝葉の問題として姑く措くも樂浪の遺民が早くから南方韓地に逃避してその地に土着した顯著な實例は魏志東夷傳の注、魏略(魏人魚象の撰)に見へた古朝鮮王衛右渠の宰相歷谿卿が辰韓地方に逃避して漢武帝の衛氏討滅後も樂浪の貢番とも交通を絶つてゐたが、時代にはその後裔が辰韓の右渠帥として廉斯地方の邑君となつてゐたといふ事實が記されてをる。此の廉斯の邑君は衛鏞と稱するものであつたが後、再び辰韓から自己の部族を率ゐて樂浪郡に歸投し、田宅冠幘を與へられ、子孫相續き後漢安帝延光四年(西紀一二五年)頃まで賦役を免除されてゐたそうである。これらは唯々其の

一例に過ぎないが、かゝる事實は文獻の上からも亦民族發展の歴史的大勢の上からも全然之を否定する謂はれない。魏志東夷傳や三國史記などを見ると、此の辰韓の王は馬韓領の月支城に治所を有ち、世々馬韓を以て之れに當て、辰韓人の自立することを許さなかつたとあるが、此の事實から推測すると辰韓六部の部民は飽まで外來の僑民たることを實證せるもので馬韓領の一部に移住羈寓せる秦民(漢)だから自然秦韓とばれ、それが韓語の語呂の轉訛に依つて遂に秦が辰(せん)に變化したものと考へられないことはない。漢魏時代に於ては塞外民族を始め中國人自身すら自國民を指して漢人と云はずして秦人と呼ぶ場合が稀でなかつたら従て辰韓地方に移植して六部を組織したといふ漢族が必ずしも秦の苦役を避けて半島に亡命した秦人の子孫であると文字通り解釋する必要はなく一般に漢代に樂浪地方に移住せる漢族の後裔子孫で謂ゆる『樂浪遺民』と認めて差支はない。三國史記の新羅本紀に辰韓六部は『朝鮮遺民』の創むる處であるといひ、又同書の中に屢々散見する『樂浪遺民』とあるものも朝鮮は樂浪郡治の縣名だから、兩者は畢竟異名同體のもので、その意味内容は樂浪の漢族移民の韓地への轉入者を汎稱せるものと見て差支はない。

以上述べた處によると辰韓を始め他の南鮮地方の韓族の住地と樂浪を始め北鮮地方の漢族植民地との間には可なり古い時代から交通往來が頻繁に行はれてをつたばかりでなく樂浪地方の漢族植民が更に南鮮各地に大舉轉植して三韓族と雜居し次第に之れらの夷族と融合同化の傾向にあつたことが知られるのである。

(六) 韓、漢族と倭人との關係

三韓族はその語系から見るとウラル・アルタイ系統に属するらしいが、元來半島の原住民 (Autochthone) か或は外來民 (Exotic) であるかは判明しない。考古學上から見ると韓族の祖先が遺した石器時代の遺物・遺跡は南は半島の南端から北は大同江畔に亘つておるから可なり古い時代から半島を占據してゐたことが知られる。

近時半島南部の金海(釜山)や梁山(慶南梁)夢金浦(黃海道長湍)などの貝塚から出た石器時代の遺物に由て判定すると三韓族は漢民族が大舉して半島に殺到移住せる前漢武帝の頃(西紀前二)には未だ石器時代の蒙昧状態に停滯してゐたやうであるが、前漢末期の王莽時代(西紀一世)になつて樂浪文化の普及滲透の結果に依て始めて石器の域を脱して銅・鐵器の使用を知ることになつたらしい。このことは近年慶南金海の貝塚の遺物層から多數の石器・土器・骨角器などに雜つて王莽の錢貨が発見された事實に因てもその消息の一端が判かる。因に漢書王莽傳に據ると莽は即位の初め(始建國元年)に五威將帥十一人と五威帥七十二人(每一將に各前後左右中の五帥あり)とを設け、五威將は節杖を持して『太一之使』と稱し、五位帥は幢旗を捧持して五帝の使と稱し符命四十二篇(德祥五事、符命二十五、福應十二)、合して四十二、いづれも王莽の頌德符を持して天下郡國を始め境外の蕃地にまで頒布せしめたが、その衣冠車服駕馬は皆な各方面の色(五行說に黄、東方は蒼、南方は朱、西方は白、北方は黑色とした。)の數に合はせたといふことである。當時王莽派出のこれらの五威將帥中、

(一) 東方の者は玄菟(遼東)樂浪(朝鮮)高句麗(高句麗)扶餘(以上滿洲)に至り、

(二) 南出の者は徼(疆)外を踰へて益州(雲)に至り句町王(貴)(貴州河鮮江流域の夷人)までに至り、

(三) 西出の者は西域(新疆)各地に到り、

(四) 北出の者は匈奴の單于の王庭(外蒙オルホン河畔)にまで至つた。

とあるから南韓金海の貝塚や最近日本の大和川畔(河内國中河内郡破瓜村)の古跡から發土した王莽の泉貨はいづれも筑前の松原遺跡のものや丹後の函石の遺址などから出土した莽貨と共に考古學上稀有の發見で、之れらはいづれも王莽が始建國元年に派遣した、五威將帥等の官屬等が半島地方に頒布したものゝ一、二が其の後、我が日本列島にまで轉布されたものであらう。斯様に考へて來ると當時の王莽政朝の威光の奮ならぬことが想起される。王莽の改革は班固等の誇張潤色に因て著しく歪曲誤解されてゐるが漢魏六朝に至るまで漢人の姓名が單稱で通行したり、天下各地の地名の變革が後代の水經注(北朝末期の北魏の酈道元撰)に至るまで重要視せられてゐる事實から考へると決して之を輕視することはできない。

論旨が岐路に入つたが、三韓の中でも馬韓は大體今の京畿道の南半から忠清・全羅の全體に跨がる根據として三韓中で土地最も廣く戸口最も稠密で往古から韓族文化の中心地であつた。三國の魏志東夷傳によると、その國は五十餘國に分かれ、其の各々に渠帥があり大國は萬餘家、小國は數千家を領し、その總數十餘萬戸に上つたとあるがこゝに五十餘國と稱するものは國家と云はんよりも寧ろ地方の郡邑に相當するものである。而してこの中から滿洲扶餘族(高句麗)として知られた百濟(百濟)が勃興したことは周知の事實である。(唐代此の國都が扶餘と稱するはその名殘か)

辨韓は三韓中最も弱小で今の慶南の西南部、洛東江の右岸平野に據つた韓族で魏志東夷傳によると此の國

は一に辨辰とも呼ばれ辰韓と雜居して風俗も略々之れと同じく、十二國に分かれて各邑には夫れ夫れ部帥があつた。此の中の大小伽羅(伽)部から後に日本と關係の深い任那が生れたのである。後世新羅が數々此の國を侵して任那の日本府を惱ましたのも元々此の國が辰韓と同胞關係であつたが爲めであらう。

辰韓(秦韓)は既に述べた如く漢族植民地の亡命者たる樂浪遺民が馬韓の東境に土着した、謂ゆる辰韓六部から發展したもので後には之れが十二部に岐かれた。その根據地は今の慶北と慶南東南部の洛東江左岸などであつた。此の辰韓の一部落の斯羅から後の新羅が勃興したのである。魏志東夷傳に據ると此の辰韓は半島著名の鐵の産地で周圍の韓・濊・倭人等は皆な此處から鐵の供給を仰いだとあるが、南鮮の韓族は石器時代の末期に高度な大陸の漢族文化に接觸して鐵器の使用を教へられた爲めに、彼等の間では一躍青銅器時代を跳び越して西紀一世紀の前半頃から鐵器の使用が流行し始めたらしい。而して此の辰韓の鐵の鑛床を採掘して半島南部の韓・濊や倭人に鐵器の鑄造を教へ込んだものは謂ゆる秦國の亡命者の子孫だと傳へられた樂浪遺民の仕業に相違あるまい。

さて此處で漢・韓史上で倭人と呼ばれた我等日本民族の祖先について述べる順序となつた。

倭人が始めて中國の文獻に見へるのは山海經の南倭・北倭屬燕などの文であるが此の古典は出處も怪しい上に、内容も荒唐無稽の説が多いので歴史的價值は少ない。それよりも確實な資料は後漢の班固(西紀一世紀後半)の漢書地理志に見へた

樂浪海中有一倭人。分爲百餘國。以歲時

とあるのが典據の確實な倭人の初見である。

漢書は西紀一世紀の後半に班固が撰述した前漢一代の歴史であるが此處に述べた倭人の記事の末尾は前漢末から後漢初期にかけた頃、九州の豪族、例へば委奴國王の如き輩が半島の樂浪郡を通じて漢廷に通貢した事實を想見せしめるものである。

當時我が國には何ら統一的な政治的勢力はなく九州・四國・中國・近畿等に亘つて大小の豪族渠帥が各地に割據してその部・民族の祭祀や統治の實權を握り、他部族と對抗してゐた有様は丁度半島に於ける韓族や濊貊族と同じやうな形勢にあつたらしい。而して之れ等の部落や氏族にはその統帥者の一門同族の外に多數の部民があつてそれが各々自由民(土部)臣僕(家人)奴隸(曲部)などのやうな世襲的な階級に分かれてゐたが、その部氏族結合の連鎖は(1)血族的觀念(2)共同祖神の祭祀觀念(3)經濟的關係(土地)などであつた。

斯かる大小部・氏族の渠帥の割據せる數は九州・四國・中國・近畿等の西日本だけでも、漢書地理志に見へた樂浪海中有倭人。分爲百餘國と云ふ數字を凌ぐほどであつたらうと思はれる。班固の時代より約一世紀半を経た三國時代の魏志倭人傳によれば

倭人在帶方(半島の郡名)東南大海中。依山島爲國邑。舊百餘國。漢時有朝見者。今使譯所通三

とあるがこれは當時三國の魏朝が交通の對象としてゐた九州に於ける卑彌呼女王の邪馬臺國を中心としてその隣接諸國を含めて九州だけについて述べたものと考へられる。此頃我が國九州と半島や大陸との交通に關して注意すべきことは後漢の開祖光武帝の中元二年(西紀五七年)に倭奴國王が漢廷に使者を派遣して貢物を獻じ

たことが晋の袁宏の後漢紀や劉宋の范曄（東夷傳）の後漢書（傳）に見へておることである。之は我が日本（大和朝廷ではないが）から始めて中國の朝廷に使者を公派した文獻の初見である。幕末天明四年（西紀一七八四年）博多灣頭の志賀島から發土した漢委奴國印（蛇鈕・曲尺方六寸弱・厚二分五厘・重二十九錢）は漢紀や後漢書に見へた光武帝の朝廷に使者を派遣した倭奴國王と恐らく同一人で、日本書紀仲哀紀に見ゆる筑前伊都縣主（五十迹手）の祖先たる委奴國王に相違ない。前に擧げた倭奴國と此の委奴國とが同一であることを注意した學者は本居宣長（歐戎）で、之に次いで菅政友（漢籍倭人考）も後漢書が委奴國を倭奴國と混同したのは撰者の范曄が委奴國は倭の一國であること知らずして之を倭國の總名と見て委奴を倭奴に書き改めたものであらうと考へてゐる。ところが倭奴國は范曄の後漢書のみならず晋の袁宏の後漢紀にも此の文字で記されてゐるから敢て范曄の妄改と見るわけにはゆかず、別に何らかの典據があるのではないか。漢鏡に略字を用ゐる例は枚擧に遑がなく尙方作鏡を尙方乍竟に作り、渴飲玉泉を汎食玉泉と刻し避不祥を辟不羊に省略するなどがその一例であるが殷周時代の古金文にも惟六月既生霸（穆王時の遷殷鐘）の惟六月を佳。六月（或）したり、厲王時代の共伯和父（師設設）を白。蘇。父（或）とした例など屈指にたへないがこの外、女を汝に用ゐるを祿に代用した例など數ふるに堪へないから之に例つて漢代の印譜に於ても委を倭に省用したものではないか。倭・委は今音 wo, wei であつて古音は wuo, wwei であるから共通の可能はなきにしもあらずであるが、余の考では委奴國は書紀仲哀紀に見ゆる伊都國の同音異譯であるが、倭奴國は本質的には之れと異なり、之れは「倭の奴の國」と訓じて、魏志に見へる委奴國（伊都國）王が奴國即ち灘（今の博多）の津（今の博多）を管轄下に有つてゐたから大陸と交通の場合には時に委奴國王と

稱し時には倭の奴國王と號して兩者を混用したものでないかと考へる。今の博多は魏志には奴國とあるが、之れは書紀仲哀紀の灘なの縣、同じく宣化紀の那ノ津、齊明紀の那ノ大津などとあるものと同一港で今の那珂川下流の博多港を指すのである。之れが吾が國有史以前から既に大陸や半島との交通往來の要港となつてゐたものであるが、これらの地方を支配してゐた委奴國（伊靚國）王は從て倭ノ奴國王とも共通したものと思はれる。當時の伊靚國王は獨り今の筑前糸島郡（糸島郡は舊糸島郡と鳥郡の併合名）の地方に君臨してゐたのみならず博多を始め關門海峽にまでその覇權を及ぼしてゐたことは魏志東夷傳に

自女王國以北。特置一大率。檢察諸國。諸國畏之。常治伊都國。於國中有一遣使詣京都（洛陽）帶方郡、諸韓國。及郡（帶方郡）使倭國。皆臨津（灘）搜露傳送文書、賜遺之物。詣女王。不得差錯（あやまること）。

とあり、又書紀の垂仁紀二年の條によると崇神天皇の六十五年に意富加羅（大伽耶即ち後の任那國）の王子都怒我阿羅斯等といへるものが我が大和朝廷に來貢した時穴門（關門海峽）に於て伊都々比古（伊都國王）に遮（さ）ぎられた爲め北海（日本海）を廻つて出雲に航し遂に大和朝廷の開港地角鹿（つが）（致賀）に到着した記事があるが、其の本文中に

到于穴門時。其國有二人。名伊都々比古。謂臣（都怒我阿羅斯等）曰。吾則是國王也。除吾復無二王。故往他處。

と記してをる。此の文に由つて見るも魏晉時代に於ける北九州の伊都國王の勢威の旺なことを想見すべきである。

當時九州各地の政治的態勢を見るに各地に於ける部・氏族の渠帥は祭祀と統治の兩權を併有してゐたが、邪馬臺國の卑彌呼王を始め書紀景行十二年の條の周芳(周防)沙磨(沙摩)の女帥(女帥神)夏磯媛(夏磯媛)や同年の碩田國(豊前)速見邑の邑長・速津媛(速津媛)や同十八年の筑紫八女縣の酋長・八女津媛(八女津媛)など到處に女王女帥の多いことを特色とする。これは云ふまでもなく原始時代の遺風に因て巫女が祭祀を掌どり従て統治に干渉することになつた爲めに後には祭政一致の長として女王・女帥が部帥や邑長に選定されたものであるが實際の政權は部下將帥の手に在つたらしい。筑紫の伊都國王が邪馬臺女王の卑彌呼に對する關係も正に之れと同様で、前者は當時邪馬臺女王の代表的探題として北九州各地に權威を奮つたものであらう。

九州一圓を支配して倭國の代表者として三國の曹魏や半島の帶方郡等と交通した邪馬臺女王の卑彌呼(子媛の轉)の歴史は魏志倭人傳に詳載されて學者周知の事柄であるが、これらの記録は黎明期に於ける吾が國の形勢を知る上に頗る貴重な材料である。當時魏國から派遣された使節(使節梯橋)(西紀二)の齎した、魏主が卑彌呼女王を封冊した『親魏倭王』の印璽は宣和集古印譜に載録されてゐる。之れは魏主芳の正始元年のことであるが、次いで魏主芳は正始八年(西紀二)(四七年)にも使節張政を遣はして邪馬臺女王國と狗奴國王との抗争を仲裁せしめてをる。尤も此の間、卑彌呼女王も魏明帝景初二年(西紀二)(三八年)と廢帝芳の正始元年(西紀二)(四〇年)と同四年(三)と同八年とに使節(使節)(難斗米)(一本難升米)等(とあるは誤)等を半島の帶方郡を経由して魏廷に派遣してをる。難斗米はこれらの功勞により魏主から黃幢(天子の旗)を贈られてをるが彼こそ博多(奴國)の領主(難斗米)の首長(難斗米)であつたらしく、恐らく伊都國王の重臣の一人であつたらう。

當時魏使節梯萬や張政等が倭國に往來した行程は魏志に詳しく記述されてあるが、之れは多分上記兩の行程日記に基くものであらう。

漢末から三國の世(西紀三世 紀の前半)にかけて半島の漢郡(主として 帶方郡)から倭國に來航する順路や邪馬臺女王國を中心とする九州各地の政治的形勢などは之れらの行程記の收載された魏志東夷傳の注釋魏略(魏人魚豢の撰述)に詳述されてある。今その中の行程に關する部分を紹介しよう。

倭人は帶方の東南海中に在り、山島に據て國邑を爲す。舊百餘國、漢時朝見するものあり。今使譯して通ずるもの三十國なり。郡(帶方郡)より倭に至るには海岸に循ふて水行、韓國(馬韓)を經、乍たち南し乍たち東して其の北岸狗邪韓國に至る七千餘里(漢代の一里は三九〇米ばかり、日本里の約十分の一弱)。始めて一海千餘里を度つて對馬國に至る。其大官を卑狗(彦)と曰ひ副を卑奴母離(邊防)と曰ふ。居る處絶島にして、方四百餘里ばかり。土地險し

深林多く、道路は禽鹿の徑の如し。良田なく海物を食ふて自活す。船に乗りて南北に糴(穀買)す。又南一海を渡ること千餘里。命じて瀚海(日本書紀の海 北道中に當る)と云ふ。一大(支) 大は北史に支に 作るを正とす國に至る。官を卑狗と曰ひ副を卑奴母離と曰ふ。方三百里ばかり、竹木叢林多く三千家ばかり。やゝ田地耕田あるも猶食に足らず、亦南北に市糴す。又一海千餘里を渡り末盧國(肥前松浦郡)に至る。四千餘戸あり。山海に濱して居る。草木茂盛して行くに前を見ず。一(中略)東南陸行五百里にして伊都國(筑前糸島郡)に到る。官を爾支(支)と曰ひ副を泄謨觚(こ)・柄渠觚と曰ふ。千餘戸あり。世々王ありて皆な女王國に統屬し、郡使(帶方郡使)の往來常に駐る所なり。東南奴國(瀨の津即ち今の博多)に至る百里。官を兜馬觚と曰ひ副を卑奴母離と曰ふ。二萬餘戸あり。東行不

彌國(統前于彌 即宇美)に至る百里。官を多模(伴造?)と曰ひ副を卑奴母離と曰ふ。千餘家あり。南投馬國に至る。水行二十日。官を彌々と曰ひ副を彌々邦利と曰ふ。五萬戸ばかり。南、邪馬臺、女王の都する所に到る。水行十日。陸行一月。官を彌馬升と曰ひ次を彌馬獲支と曰ひ、次を奴佳鞮と曰ふ。七萬戸ばかり。女王國より以北、其の戸數道里略載すべし。其の餘の旁國は遠絶にして得て詳かにすべからず云々。

とあつて、それより斯馬國(今の糸島郡の島半島の地)以下二十一ヶ國の名稱を擧げ、これらはいづれも女王國に隸屬してをる由を述べ、且つ其の末に於て「倭國は海中洲島の上に在りて、或は絶へ或は連なつて、その周圍五千餘里ばかり」と記してをる點から考へると恐らく魏人は當時我が日本を以て九州及び其の近海だけと心得ていたらしく大和朝廷などは未だ全く彼等の念頭にはなかつたらし。

以上の魏使の行程記について注意すべきは對馬から以下奴國(博)までの距離や方位は頗る明確であるに係らず奴國以下の不彌・投馬・邪馬臺諸國の方位道里が頗る錯雜して全然今日の地名に擬定することができず、今尙學界の謎となつておることである。卑見によれば之れは魏使が當時女王國の、九州に於ける代理執權者たる伊都國王の許に到り之に使命を傳達させて親からはその國都か或はその附近の奴國(娜の津 即博多)に留連して親しく不彌國以下邪馬臺の女王廷までの行程を經歷しなかつたが爲めに、奴國以下の諸國の道里・國情は唯々傳聞に由つて怪しげな記述を加へたものと思はれる。而して之れを傍證すべき文句は前に掲げた魏志倭國傳に見へる。

女王國以北には特に一大帥を置いて諸國を檢察せしめ諸國之れを畏れ憚かる。常に伊都國に治して國中に

於ては刺史(漢代に於ける地方行政の監
督官にして皇帝に直屬す)の如し。王(女)が使を遣はして京都(魏都
洛陽)・帶方郡・諸韓國に詣り、
及び郡(帶)の倭國に使用する者をも皆津(韓津
博多)に臨んで文書や賜遣(遣字は遣
の訛字?)の物を搜齎し、傳送して女
王に詣り差錯(あやまり)あることを得ず。

とあつて伊都國王は事實上、當時北九州に於ける邪馬臺女王國の探題・執權の位置を占め、政治・外交・通
商上の實權を握りて諸國を威壓してゐたことは猶後の大和朝廷時代の太宰府の長官を凌駕するものがあつ
た。それ故上に述べた魏使の梯篙(しんぼ)・張政等が渡來の際も此の女王の目附役たる伊都國王は彼等を己れの國都
(恐らく今の筑前糸島
郡怡土村八雲附近)か或は儺(奴國
博多)津などに留め置きて、彼等使節の齎した詔書や賜與の物品などは親か
らの手で倭の女王卑彌呼の王廷に傳送したものと考へられる。

當時魏志倭人傳に見へた魏・倭兩國の使節の齎した各王廷の貢贈品は倭國側からは倭錦、絳青鎌・錦衣の
外に帛布・丹木・短弓などがあり、魏側からは錦麩・繅帛並びに各種の精巧な錦繡の外に金銀・珠玉・刀
劍・銅銚・銅鏡・鏡貨などがある。此處に倭國からの輸貢品に絳(紅)青鎌や錦衣のあるのは半島の漢人又は
三韓族からの輸入品か或はその再製品であらう。要するに當時吾が九州地方の倭人は上に擧げた様な頗る素
樸幼稚な手工藝品を輸出して半島の韓人からは主として鐵を、漢那からは錦麩・繅帛・金銀・珠玉の器具や
銅鐵の武器その他銅鏡・顔料などを輸入してゐたものである。これらの事實は魏志の倭人傳を始め近時續々
發土する北九州各地の甕棺・古墳やその他の遺物の明證する處である。

最後に殘る問題は九州に於ける邪馬臺女王國の位置や方位に關するものであるが、魏志の使節の行程記に

は「奴國より東行不彌國に至る百里。……千餘家あり。南投馬國に至る水行二十日、……五萬戸ばかり。邪馬臺女王の都所に到る水行十日、陸行一月……七萬戸ばかり云々」とあるが本居宣長翁は馭戎慨言に於て此處に南とある方位を東に改め女王國に至る道程を今の周防灘から豊後水道を南下し日向や大隅に到るもと考へ、投馬國を日向國兒湯郡都萬神社(延喜式内神社)に當て又投馬國から「南方水行十日、陸行一月」を「水行十日陸行一日」に改め之を投馬の隣接地に置いてをる。菅政友翁も亦漢籍人考に於て大體本居翁の方位・道程に基づき邪馬臺國を大隅國噲於郡國府郷の往古の大隅隼人の本據地と考へられた隼人城に當てゝおる。然し之らはいづれも地名の類似を唯一の手掛りとして古史を論斷せんとする、風土記や神話・古傳説に囚はれた國學者等の謬見で何ら科學的根據はない。

本居や菅翁等は熊襲の本據は肥後の球磨川畔や大隅の噲於郡に關係ありとか、隼人の本據が大隅にありか天孫族が元々薩摩の加世田や日向の三井田(高千穗)と重大關係があるといふ神話や古傳説に謬られて邪馬臺女王國をかゝる遠隔邊卑の地に擬定したものであるが元より取るに足らぬ僻説である。

魏志の行程記に據ると不彌國は博多(奴國)の東方百里の地にありて千有餘戸といへばこれは應神天皇生誕の地と稱せられた博多から南東約十キロ程にある延喜式内宇美神社のある宇美町に擬せらるべく、それより南方水行二十日に相當せる投馬國は筑後川下流域の都邑に求めらるべきで久留米あたりが之に相當する。これより更に水行十日陸行一月程に當る地點は長崎半島の有明海東岸の鹿島などに求むべきだが余はむしろ前記行程記の水行十日陸行一月を反對に水行一月陸行十日の誤と見て筑後川下流の投馬國から南西高瀬方面

に陸路を取りて矢部川流域の筑後山門^{やまど}那地方の柳河あたりに到るものと考へる。かく考へる時は此のコースの水行は筑後川を下つて一應有明海に出で其の東岸に沿ふて矢部川口に出で其處から更に此の川を溯行して山門那に達するわけで當時の河川航程としては優に三四週間を必要としたであらう。況や邪馬臺國は山門^{やまど}と音韻も類似し筑後川平野中最も肥沃な土地の一にも當つてをうて地勢の規模から見ても卑彌呼女王の王城の地にふさはしく思はれる。

さて古來九州の中心は大陸や朝鮮半島との交通關係から見れば筑紫平野^(肥筑平野)と其の沿海島嶼に限られてゐたことは歴史の明證する處であるが又實際上、漢代に半島方面から大舉日本列島に渡來移住せるものが日本文化の黎明期を開發したものとするとそれら移民團の第一に定着すべき地域は筑紫平野を外にしては考へられないことである。況や三國時代に北九州の中心勢力たる委奴國や奴國を管轄支配せる伊都國王を北九州の探題執權として半島や大陸と旺に交通貿易を營める邪馬臺女王國が九州各地中、最も肥沃豊饒の地たる筑紫平野を棄て、山岳高原に掩はれた不毛邊陲の日向や大隅の一角に據つて、北九州地方の諸豪を操縦支配することは當時の政治的形勢からは勿論、社會的事情^(交通)から見ても殆ど考へられない事柄である。此のことは近時旺に發土する北九州各地の甕棺古墳の分布の上からも證明せらるゝ。それ故余は投馬や邪馬臺諸國を大體筑後川下流域の沃野に在つたものと見て、魏志の行程記が奴國以下の條に於て、その方位里程に錯誤ある所以は當時此の方面に渡來せる魏の使節等が之らの國を實際に經歷せずして傳聞に由て記したゝめであると推斷するものである。

(七) 九州倭人と大和民族との關係

吾が國の上代特に日本文化の黎明期(金石時代)に於ける大陸文化の輸入者として極めて重要な役目を演じたものは北九州豪族であつたがその中でも特に注目し値するものは筑前の伊都國である。此の國をめぐつて魏志の謂ゆる奴國(倭津)や不彌(宇美)國などを含む筑紫平野各地で近時頻りに發掘された甕棺古墳中の遺物には石器・土器の外に銅劍・銅鉞・鐵劍・璧玉・銅鑄・顏料等があつて、それがいづれも漢魏時代の大陸傳來の品物である點から考ふれば(我が古代社會に於ける甕棺葬史淵第廿一輯鏡山猛講師參照)此の伊都國・奴國等はこれらの遺物を遺した國史上の謂ゆる熊襲族に當り、仲哀天皇や神功皇后等の征伐を受けた北九州に於ける熊襲の渠帥として知られた伊都縣主の祖先たることは殆ど疑ふ餘地はない。而して此の者が後漢光武帝から中元二年(西紀五七年)に『漢委奴國王』の金印を受けた委奴國と同一だとすると此の國の創開は遅くとも前漢末(西紀前一世紀末)を降らず、それが、仲哀天皇・神功皇后等の征伐に由て大和朝廷に降伏するまで大約四百年の間北九州地方で覇權を握つてゐたものである(神后は百濟貴須王と同時の先輩で西紀四世紀後半の人)。

前節に引用した書紀垂仁紀二年の條に出ておる傳説で、大伽羅國の王子都怒我阿羅斯等が崇神天皇の御宇に大和朝廷に入貢せんとして穴門の海峽に着いた時伊都國王の爲めに遮ぎられ遂に北海を廻つて角鹿つるかに出で漸く其の目的を達したといふ記事は、元より一個の傳説で全面的に妄信はできないが、伊都國王が上古以來北九州に據て親から倭國王と誇稱し半島や大陸方面から交通貿易の目的で渡來せる者を穴門水道に扼してそ

の出入を監視し近畿中國方面への交通を阻止してゐた事實は既に上に述べた魏志倭人傳の文面から推しても容易に察知のできることである。従て神武天皇を開祖とする大和朝廷や大國主命を中心とする出雲族などの近畿・中國の住民が半島や大陸との交通には餘儀なく日本海岸を利用せねばならなかつた事實も判かるわけである。

日本書紀に據ると神功皇后三韓征伐の動機は箕紫の熊襲の叛亂の根源が三韓に在るにも係らず仲哀天皇其の根本の三韓を平げずして箕紫を征して枝葉の熊襲を平げんとした爲め神慮に背いて中道にして崩御されて目的を達することができなかつたとの皇后の神掛かりの靈夢に本づく^と傳へられてゐるが當時三韓には此の伊都國王や邪馬臺女王等の如き熊襲族の祖先、換言すれば初期の時代に北九州に移住して來た韓族遺民の残した母國があり、それを脚場とし根據地として九州の豪族伊都國王や邪馬臺女王等が韓地や帶方の漢郡など、往來交易を營でゐたことは丁度大和朝廷が九州の熊襲討平後任那(大小伽羅等)を根據とし脚場として半島や大陸に活躍してゐたのと同一轍であつた。尙此のことは魏志倭人傳が倭國往來の道程記の中で、

自那(帶方郡)至倭(九州)、循海水行。經韓國(馬韓)乍南乍東。到其(倭國)北岸狗邪韓國(七千余里)。

と云つて狗邪韓國即ち辨韓國に屬した大小伽羅(後任那)の一部を倭國の北岸と認めたり。或は魏志東夷傳辨韓の條に此の國の一部たる濱盧國が倭國と境を接すとある文などに據つて見ると半島の南岸辨韓地方には九州倭人の領地、吞奪る母國が古くから存在しており、其處を脚場として半島の經略や樂浪・帶方等の漢郡との通商往來の榮源地となしてゐたことは明かである。従つて三國の魏代から約百三四年も降つた大和朝廷

の隆興期に當つて景行・仲哀の諸天皇が九州の豪族を討滅して大陸交通の隘路を開き、或は九州諸豪族の政治・經濟上の勢力の根源を涸らさんが爲めの拔本塞源的な動機から神功皇后の三韓征伐にまで展せる形勢は充分看取できるのである。半島史家の中には韓史に神功皇后の三韓征伐の事が記載されてゐない點から此の史實を疑ふものも多いが、余は高句麗好太王の碑文に、「倭以辛卯歲。來渡海破百殘□□新羅。以爲臣民」とある文に據り、此の辛卯歲を以て好太王の父故國壤王の八年（東晉孝武帝太元十一年西紀三九一年）辛卯の歲と見做して神功皇后時代の三韓征伐の史實を認むるものである。而して此と同時に此の頃より北九州の熊襲族も大和朝廷の王化に浴し始めて半島の狗邪韓等の諸國も直接大和朝廷の手に歸し此處を根據として上代日本が半島各地の經略に着手し始めたものである。

(八) 大和民族の起源と其の建國に關する問題

最後に謂ゆる二千六百年と稱する我が日本民族の歴史を築き上げた大和民族の起源や其の發展について私見を提示する段階となつた。最も大膽卒直に私の黎明期の日本古代史觀を披瀝すれば宮古人種や津雲人種等の汎アイヌ種に屬する日本列島の原住民を除き、日本列島の文化民族は皆な悉く半島方面から太古以來順を追ふて渡來したものと考へておる。その渡來の時期も大陸文化が半島に波及し始めた支那戰國以來のことであると考へてゐる。

而してその最初の渡來の移民群は北九州に於ける謂ゆる國史上で熊襲族と呼べるものでその移任の過程

は數世紀に亘るものであるが大體前漢武帝の半島の漢郡設置時代を以てその終末とする。これらの移民團は主として南鮮の辨韓・馬韓方面から渡來したものであらう。次に之等に亞ぎて半島の日本海方面、即ち今の慶北から江原地方に亘る方面から半島漢郡の新來の文化民族の勢力に押されて日本海岸に沿ふて裏日本方面に渡來移住せる集團が西漢中期からその末期にかけて移動を起したらしい。此の後期の裏日本の半島移民團のトップを切つたものが謂ゆる出雲族で之に次いで若狹・敦賀の兩灣から丹波丹後若狹を經由して奈良平安の琵琶湖盆地から淀川平野にまで移住せるものを大和族とするのである。而して之等裏日本移住の出雲・大和兩種族は人種的に見てウラルアルタイ系の滿洲族の一派たる濊貊族に屬し北九州地方に最初に移住せる馬・辨の韓族とは全く類を異にするものと思はれる。出雲族や大和族(天孫族)が半島方面と密接な關係のあつたことは、書紀や古事記の神話傳説を始め各地の風土記や韓史の上ですらも散見する處であるから上古の世に之等兩地の間には民族の往來移住の行はれたことは極めて自然の數でなくてはならぬ。想ふに紀記の神話に見へたる出雲族の國引の故事や大和族の天孫降臨の傳説などはかゝる同種族の日本移住の史實を反映せるものであらう。

然らば天孫種族の高千穗峰の降臨説や神武天皇の日向よりの東征説などは如何に説明するか。それは奈良朝時代に這入つて大陸文化の輸入の門戸たる北九州の位置が一入重大となつた際政略上、記紀の編者等が大和朝廷の九州發祥説を假託したもので、之れは恰も書紀の神代卷に隼人々種の祖先を天孫瓊々杵尊の長子火闌降命に當て、當時の隼人族を懷柔したのと同一轍である。若し然らずとするなれば考古學上、祝部土器を

使用した天孫種族が彌生土器を使用した隼人や熊襲族よりも早く九州に移り來つてそれらの爲めに筑肥平野から薩隅・日向の偏隈地に驅逐されたこととなるが此の事實を論者は如何に説明するかと反問し度い。

又大和王朝では神武の開國を二千六百年の昔に置くが之れも左様に古い起源を有するものではなく余の研究する處では早くとも後漢の初期から中期に亘る西紀一〇〇年以後に當るのである。一體奈良朝初期に舍人親王や太安麻呂等の國史編纂の際には大陸や半島諸國の歴史の淵源と歩調を合はせて上代に於ける歴代天皇の治世を異常に引伸ばした疑があるから、試に國史上、年代の正確となつた(36)孝德天皇大化元年(西紀六)から(123)大正天皇の崩年に至る八十七代一二八一年間の歷朝天皇の統治年代の平均指數を算出すると一代の治世は一四・七年となる。之れを大陸の王朝たる前後漢から清代に至るまでの歷王の平均統治年代の指數たる一六・二年に比較すると大體に於て大差はない。今姑らく我が國歷朝の統治年代を平均十五年と假定して我が國上代史上で正確な紀年の基本たる百濟の貴須王(韓史の腆支王又は近仇首王、漢史の百濟王映即阿直岐)、即位元年(東晉安帝義熙元年西紀四〇五年)即應神天皇十六年から、神功皇后を含めて上神武天皇に至るまでの十六代の數字に此の歷帝統治の平均指五年を乗ずると二四〇年となる。仍て應神天皇十六年(西紀四〇五年)から上二四〇年を遡つた西紀一六五年頃が神武天皇極原奠都の年代に相當し、皇紀二六〇〇年を降ること方に八二五年の紀年の短縮を必要とする。而て此の神武奠都の年代は大和(天孫)種族が半島から日本列島の中部地方(豐葦原中津國)に降臨移住した前漢中―後期の頃から約二世紀餘を経過してをり、その間に大和族は若狹灣から大阪灣に至る近畿北陸地方の原住石器民族を征服して中部大和に其の根據を奠めるに至つたものらしい。

偕又漢魏時代の九州倭人（熊襲）が北九州各地に遺した甕棺式の古墳は半島南部の慶南道の東萊や金海地方でも發見されてゐるから當時の北九州の倭人と半島の辨・辰諸韓族との關係の頗る密接なる所以が判るが一方出雲や大和種族が滿洲系統に屬すべき手掛りはその數詞の類似を始めとして原始宗教の信仰系統がウル・アルタイ系の民族に共通せる Shamanistic な巫女崇拜の傾向にも看取せられる。尤も此の傾向は南鮮の諸韓族や從て又九州の熊襲族にも共通する處で、大和朝廷の貴重な祭器にしてその家督相續・王位繼承のシムボルたる劍・鏡・璽の三種の神器は元々シャマン教の巫祝が天神の降臨を祈請する際に鈴や幣帛と共に之等を神木に掛けて舞踏をなした祭器の類である。されば書紀の景行紀や仲哀紀には周防の沙麿の女會神夏磯媛や乃至は九州岡（遠）の酋長熊罴や筑紫伊親國主の五十迹手等が「づれも天皇の親征を聞き『五百枝の賢木を抜き取つて船の舳艫に立て、上枝には八尺瓊（やまが）を掛け、中枝には白銅鏡を、下枝には十握の劍を掛けて』皇軍に降つた記事が見られるが、これらはいづれも之れ等の地方の渠帥がその占有する統治と祭祀の兩權を代表する神聖なる祭器を捧げてその部族の支配權を大和朝廷に讓渡したものである。而して太古に於けるかゝる三種の神器を以て天神の降臨を求めたシャマン系統の儀式的の代表的ものは書紀神代卷の岩戸神樂に如くものはなす。

要するにかゝるウル・アルタイ系統の原始宗教の信仰は東亞の古代民族に共通のものであるがこれらも恐らく太古の世に半島から民族の移動と共に我が日本列島へ傳へられたものであらう。（昭和二十三年十一月中旬）